

## 件 名

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

## 提案理由

県立岩槻はるかぜ特別支援学校の新設並びに県立川口特別支援学校鳩ヶ谷分校、県立狭山特別支援学校狭山清陵分校及び県立久喜特別支援学校白岡分校の設置に伴い、定員数等を定めるため、埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので審議願います。

## 概 要

### 1 現行規則の内容

埼玉県立特別支援学校の管理運営の基本的事項について定めるもの

### 2 改正の内容

#### (1) 第2条の改正

分校を設置する学校として県立川口特別支援学校、県立狭山特別支援学校及び県立久喜特別支援学校を加える。

(2) 別表（第3条関係）の改正

ア 県立岩槻はるかぜ特別支援学校の部科名、修業年限、定員数及び入学資格を規定する。

イ 県立川口特別支援学校、県立狭山特別支援学校及び県立久喜特別支援学校の分校・部科名、修業年限、定員数及び入学資格を規定する。

3 施行期日

令和5年4月1日

改正案			現行	
埼玉県立特別支援学校管理規則			埼玉県立特別支援学校管理規則	
第一条 (略)			第一条 (略)	
(分校)			(分校)	
第二条 <u>分校を設置する学校、分校の名称及び分校の位置は、次のとおりとする。</u>			第二条 <u>埼玉県立川越特別支援学校、埼玉県立草加かがやき特別支援学校、埼玉県立大宮北特別支援学校、埼玉県立けやき特別支援学校、埼玉県立越谷西特別支援学校、埼玉県立東松山特別支援学校、埼玉県立春日部特別支援学校、埼玉県立上尾特別支援学校及び埼玉県立騎西特別支援学校に分校を置く。</u>	
2 <u>分校の名称及び位置は、次のとおりとする。</u>			2 <u>分校の名称及び位置は、次のとおりとする。</u>	
分校を設置する学校	分校の名称	分校の位置	名称	位置
<u>埼玉県立川越特別支援学校</u>	埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校	川越市大字砂新田字武蔵野元南田島分二千五百六十四番地	埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校	川越市大字砂新田字武蔵野元南田島分二千五百六十四番地
<u>埼玉県立草加かがやき特別支援学校</u>	埼玉県立草加かがやき特別支援学校草加分校	草加市原町二丁目七番一号	埼玉県立草加かがやき特別支援学校草加分校	草加市原町二丁目七番一号
<u>埼玉県立大宮北特別支援学校</u>	埼玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校	さいたま市西区大字西遊馬千六百一番地	埼玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校	さいたま市西区大字西遊馬千六百一番地
<u>埼玉県立けやき特別支援学校</u>	埼玉県立けやき特別支援学校伊奈分校	北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二	埼玉県立けやき特別支援学校伊奈分校	北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二
<u>埼玉県立越谷西特別支援学校</u>	埼玉県立越谷西特別支援学校松伏分校	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目七番地一	埼玉県立越谷西特別支援学校松伏分校	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目七番地一
<u>埼玉県立東松山特別支援学校</u>	埼玉県立東松山特別支援学校嵐山学園分校	比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百六十四番一	埼玉県立東松山特別支援学校嵐山学園分校	比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百六十四番一
<u>埼玉県立春日部特別支援学校</u>	埼玉県立春日部特別支援学校宮代分校	南埼玉郡宮代町字東六百十一番地	埼玉県立春日部特別支援学校宮代分校	南埼玉郡宮代町字東六百十一番地

埼玉県立上尾特別支援学校	埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校	上尾市中新井五百八十五番地
埼玉県立騎西特別支援学校	埼玉県立騎西特別支援学校北本分校	北本市古市場一丁目百五十二番地
埼玉県立川口特別支援学校	埼玉県立川口特別支援学校鳩ヶ谷分校	川口市大字里二百二十五番地一
埼玉県立狭山特別支援学校	埼玉県立狭山特別支援学校狭山清陵分校	狭山市大字上奥富字揚櫓木下三十四番地三
埼玉県立久喜特別支援学校	埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校	白岡市高岩字谷中二百七十五番地の一

埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校	上尾市中新井五百八十五番地
埼玉県立騎西特別支援学校北本分校 <u>(新設)</u>	北本市古市場一丁目百五十二番地 <u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

第三条～第十三条 (略)

別表 (第三条関係)

学校名	分校・部科名	修業年限	定員数	入学資格
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立川口特別支援学校	小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者
	中学部	三年		学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者
	鳩ヶ谷分校 高等部	三年	四八	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で知的障害のあるもの

第三条～第十三条 (略)

別表 (第三条関係)

学校名	分校・部科名	修業年限	定員数	入学資格
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立川口特別支援学校	小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者
	中学部	三年		学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立 狭山特別 支援学校	小学部	六年		学校教育法に 規定する学齢 児童で知的障 害のある者
	中学部	三年		学校教育法に 規定する学齢 生徒で知的障 害のある者
	狭山清陵 分校	高等部	三年	四八
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立 久喜特別 支援学校	小学部	六年		学校教育法に 規定する学齢 児童で知的障 害のある者
	中学部	三年		学校教育法に 規定する学齢 生徒で知的障 害のある者
	高等部	三年	六二	中学部を卒業 した者又はこ れに準ずる者
	白岡分校	高等部	三年	四八

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立 狭山特別 支援学校	小学部	六年		学校教育法に 規定する学齢 児童で知的障 害のある者
	中学部	三年		学校教育法に 規定する学齢 生徒で知的障 害のある者
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立 久喜特別 支援学校	小学部	六年		学校教育法に 規定する学齢 児童で知的障 害のある者
	中学部	三年		学校教育法に 規定する学齢 生徒で知的障 害のある者
	高等部	三年	六二	中学部を卒業 した者又はこ れに準ずる者
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

				あるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立 草加かが やき特別 支援学校	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立 岩槻はる かぜ特別 支援学校	小学部	六年		学校教育法に 規定する学齢 児童で知的障 害のある者
	中学部	三年		学校教育法に 規定する学齢 生徒で知的障 害のある者
	高等部	三年	一二〇	中学部を卒業 した者又はこ れに準ずる者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立 草加かが やき特別 支援学校	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の

一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（分校）

第二条 分校を設置する学校、分校の名称及び分校の位置は、次のとおりとする。

分校を設置する学校	分校の名称	分校の位置
埼玉県立川越特別支援学校	埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校	川越市大字砂新田字武蔵野元南田島分二千五百六十四番地
埼玉県立草加かがやき特別支援学校	埼玉県立草加かがやき特別支援学校草加分校	草加市原町二丁目七番一
埼玉県立大宮北特別支援学校	埼玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校	さいたま市西区大字西遊馬千六百一番地
埼玉県立けやき特別支援学校	埼玉県立けやき特別支援学校伊奈分校	北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二
埼玉県立越谷西特別支援学校	埼玉県立越谷西特別支援学校松伏分校	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目七番地一
埼玉県立東松山特別支援学校	埼玉県立東松山特別支援学校嵐山学園分校	比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百六十四番一
埼玉県立春日部特別支援学校	埼玉県立春日部特別支援学校宮代分校	南埼玉郡宮代町字東六百一十一番地
埼玉県立上尾特別支援学校	埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校	上尾市中新井五百八十五番地
埼玉県立騎西特別支援学校	埼玉県立騎西特別支援学校北本分校	北本市古市場一丁目百五十二番地
埼玉県立川口特別支援学校	埼玉県立川口特別支援学校鳩ヶ谷分校	川口市大字里二百二十五番地一
埼玉県立狭山特別支援学校	埼玉県立狭山特別支援学校狭山清陵分校	狭山市大字上奥富字揚櫓木下三十四番地三
埼玉県立久喜特別支援学校	埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校	白岡市高岩字谷中二百七十五番地の一

別表埼玉県立川口特別支援学校の項中

中	学	部	三年	学校教	育法に規定
				する学	齢生徒で知
				的障害	のある者

育法に規定  
の年齢生徒で知  
のある者

を

中	学	部	三年	学校教育法に規定
				する学齢生徒で知
				的障害のある者
			四八	に改め、同
				者又はこれに準ず
				る者で知的障害の
				あるもの

表埼玉県立狭山特別支援学校の項中

中	学	部	三年	学校教育法
				する学齢生
				的障害のあ

に規定  
する者

を

中	学	部	三年	学校教育法に規定
				する学齢生徒で知
				的障害のある者
			四八	に改め、同表埼
				者又はこれに準ず
				る者で知的障害の
				あるもの

玉県立久喜特別支援学校の項中

高	等	部	三年	六二	に改め、同表埼玉県
					者又はこれに準
					る者

に改め、同表埼玉県

高	等	部	三年	六二	に改め、同表埼玉県
					者又はこれに準
					る者
			四八	に改め、同表埼玉県	
				者又はこれに準ず	
				る者で知的障害の	
				あるもの	

立草加かがやき特別支援学校の項の次に次のように加える。

埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校		
高等部	中学部	小学部
三年	三年	六年
一一〇		
これに準ずる者	者 年齢生徒で知的障害のある 学校教育法に規定する学	者 年齢児童で知的障害のある 学校教育法に規定する学

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。